

# (仮称) 鉢伏山風力発電事業

## ○環境影響評価準備書

### 内 容

#### 第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

#### 第 2 章 対象事業の目的及び内容

##### 2.1 対象事業の目的

##### 2.2 対象事業の内容

###### 2.2.1 特定対象事業の名称

###### 2.2.2 特定対象事業により設置される発電所の原動力の種類

###### 2.2.3 特定対象事業により設置される発電所の出力

###### 2.2.4 対象事業実施区域

###### 2.2.5 特定対象事業の主要設備の配置計画その他の土地の利用に関する事項

###### 2.2.6 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項

###### 2.2.7 切土、盛土その他の土地の造成に関する事項

###### 2.2.8 当該土石の活用又は採取場に関する事項

###### 2.2.9 供用開始後の定常状態における操業規模に関する事項

###### 2.2.10 特定対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

###### 2.2.11 特定対象事業に係る内容の具体化の過程における対象事業実施区域等の設定の経緯及びその内容

###### 2.2.12 その他の事項

#### 第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

##### 3.1 自然的状況

###### 3.1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

###### 3.1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

###### 3.1.3 土壌及び地盤の状況

###### 3.1.4 地形及び地質の状況

###### 3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

###### 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

###### 3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

##### 3.2 社会的状況

###### 3.2.1 人口及び産業の状況

###### 3.2.2 土地利用の状況

###### 3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

###### 3.2.4 交通の状況

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

3.2.6 下水道の整備の状況

3.2.7 廃棄物の状況

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

#### **第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果**

4.1 計画段階配慮事項の選定の結果

4.2 調査、予測及び評価の手法の選定

4.3 調査、予測及び評価の結果

4.3.1 騒音及び超低周波音

4.3.2 重要な地形及び地質

4.3.3 風車の影

4.3.4 動物

4.3.5 植物

4.3.6 生態系

4.3.7 景観

4.3.8 人と自然との触れ合いの活動の場

4.4 総合的な評価

#### **第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解**

5.1 配慮書に対する経済産業大臣の意見

5.2 事業者の見解

#### **第6章 方法書についての意見と事業者の見解**

6.1 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

6.1.1 方法書の公告及び縦覧等

6.1.2 方法書についての意見の概要及び事業者の見解

6.2 方法書についての関係知事の意見及び事業者の見解

6.2.1 福井県知事意見

6.2.2 滋賀県知事意見

#### **第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告**

#### **第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに 調査、予測及び評価の手法**

8.1 環境影響評価の項目の選定

8.1.1 環境影響評価の項目

8.1.2 選定の理由

8.2 調査、予測及び評価の手法の選定

8.2.1 調査、予測及び評価の手法の選定理由

8.2.2 調査、予測及び評価の手法の選定結果

## 第 9 章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言

### 第 10 章 環境影響評価の結果

- 10.1 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果
  - 10.1.1 騒音
  - 10.1.2 振動
  - 10.1.3 超低周波音(低周波音(周波数 20～200Hz の音波)を含む)
  - 10.1.4 水質(水の濁り)
  - 10.1.5 地形及び地質
  - 10.1.6 風車の影
  - 10.1.7 動物 ～重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く)～
  - 10.1.8 植物 ～重要な種及び重要な群落(海域に生育するものを除く。)～
  - 10.1.9 生態系
  - 10.1.10 景観
  - 10.1.11 人と自然との触れ合いの活動の場
  - 10.1.12 産業廃棄物
  - 10.1.13 残土
- 10.2 環境の保全のための措置
  - 10.2.1 環境の保全のための措置の基本的な考え方
  - 10.2.2 環境保全措置の検討の過程及び結果
  - 10.2.3 環境保全措置の検討結果の整理
- 10.3 事後調査
- 10.4 環境影響の総合的な評価
- 10.5 専門家等への意見聴取の結果

### 第 11 章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

### 第 12 章 その他環境省令で定める事項

- 12.1 配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要、並びに事業者の見解
  - 12.1.1 配慮書の公告及び縦覧等
  - 12.1.2 一般の意見の概要及び事業者の見解
  - 12.1.3 福井県知事の意見及び事業者の見解
- 12.2 発電設備等の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容
  - 12.2.1 配慮書における対象事業の内容と計画段階配慮事項の検討結果
  - 12.2.2 方法書までの事業内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討経緯

### 資料編